

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

電気の契約切り替えトラブルにご注意!

【事例】

知らない事業者から、「電気料が安くなります。電気料の明細を教えてください」と電話で勧誘され、よくわからないまま住所やお客さま番号などの情報を伝えてしまい、電気契約の切り替え手続きをされてしまったという相談事例が寄せられています。



【アドバイス】

- ▼切り替えに必要な住所や特定番号などの情報は、安易に教えるはいけません
- ▼電力会社などから電話を受けた場合は、事業者名や内容を納得できるまで確認しましょう
- ▼必要がなければきっぱり断りましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝8月1日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※7月31日☎15:30までに予約してください